

公表日 2023.6.23

一般財団法人京都工場保健会  
(男性) 育児休業の取得割合 公表について

1. 公表事業年度: 2022 年度  
(対象期間:2022 年 4 月 1 日~2023 年 3 月 31 日)

2. 対象となる休業:

- 育児休業 (育児休業に関する規定 第 2 条)
- 出生時育児休業 ( // 第 6 条)

3. 取得割合の算定方法:

① 育児休業等の取得割合

公表前事業年度 (※1) においてその雇用する  
男性労働者が育児休業等 (※2)をしたものの数

公表前事業年度 (※1) において、事業主が雇用する  
男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

※1 公表事業年度:公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度

4. (男性)育児休業等の取得割合: 41 %

以上